

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の  
人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第三十六条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一〇九略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 1〃3略</p> <p>4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第三十四条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時ににおいて、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するとともに</p> | <p>(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)</p> <p>第三条 1・2略</p> <p>3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第三十六条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一〇九略</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第三十四条 1〃3略</p> |

、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第三十五条 1・2略

3 指定居宅介護事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（揭示）

第三十六条 1略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（身体拘束等の禁止）

第三十六条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得

（衛生管理等）

第三十五条 1・2略

（揭示）

第三十六条 略

ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第四十一条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（準用）

第四十四条 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十

（準用）

第四十四条 第十条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十

四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第一項において準用する次条第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」とあるのは「第八條において準用する第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條第一項」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第三十六條第一項」と、第三十三條中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十条から第三十二條まで及び第三十四條から前條までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する次条第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する次条第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」とあるのは「第八條において準用する第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第三十六條第一項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第四十九條 第五條第一項及び第四節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條、第三十六條の二及び第四

四条第一項において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第一項において準用する次条第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」とあるのは「第八條において準用する第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條」とあるのは「第四十四條第一項において準用する第三十六條」と、第三十三條中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十条から第三十二條まで及び第三十四條から前條までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第三十二條」と、第二十一條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する次条第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第二十二條第二項」と、第二十六條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十四條第二項において準用する次条第一項」と、第二十七條第一項中「第六條第二項」とあるのは「第八條において準用する第六條第二項」と、第三十一條第三項中「第二十七條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第二十七條」と、第三十二條中「第三十六條」とあるのは「第四十四條第二項において準用する第三十六條」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第四十九條 第五條第一項及び第四節(第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十八條、第三十三條及び第四十四條を除く。)

十四条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条第一項」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節(第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十八条、第三十三条、三十六條の二及び第四十四条を除く。)及び第四十五条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条第一項」とあるのは「第四

の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する第三十六条」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項から第四項まで、第四節(第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十八条、第三十三条及び第四十四条を除く。)及び第四十五条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第三十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十二条第二項」と、第二十六条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する次条第一項」と、第二十七条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第四十五条第三項」と、第三十一条第三項中「第二十七条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する第二十七条」と、第三十二条中「第三十六条」とあるのは「第四十九条第二項において

十九條第二項において準用する第三十六條第一項」と、第四十八條第一項第二号中「第四十五條第三項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第四十五條第三項」と、同條第二項中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第二項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第六十條 1～4略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10略

(運営規程)

第六十九條 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第七十四條第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十略

(勤務体制の確保等)

第七十條 1～3略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

七十二條 1～3略

4 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が

準用する第三十六條」と、第四十八條第一項第二号中「第四十五條第三項」とあるのは「第四十九條第二項において準用する第四十五條第三項」と、同條第二項中「次條第一項」とあるのは「第四十九條第二項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第六十條 1～4略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10略

(運営規程)

第六十九條 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第七十四條において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一～十略

(勤務体制の確保等)

第七十條 1～3略

4 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が

(非常災害対策)

七十二條 1～3略

4 指定療養介護事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が

図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 略

(衛生管理等)

第七十三条 1略

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第七十四条 1略

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第七十五条 削除

図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるものとする。

5 略

(衛生管理等)

第七十三条 1略

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第七十四条 略

(身体拘束等の禁止)

(記録の整備)

第七十七条 1略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一〜三略

四 次条において準用する第三十六条の二第二項の規定による身体拘束等の記録

五・六略

3 略

(準用)

第七十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十四条の二、第三十六条の二から第三十八条第一項まで及び第三十九条から第四十一条の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第六十九条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十七条の二 1略

第七十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第七十七条 1略

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一〜三略

四 第七十五条第二項の規定による身体拘束等の記録

五・六略

3 略

(準用)

第七十八条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第三十七条、第三十八条第一項及び第三十九条から第四十一条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第六十九条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十六条第一項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第八十七条の二 略



2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（第九十四条の二に規定する指定就労定着支援をいう。第七十条第二項及び第八十三条第二項において同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者（第九十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。第七十条第二項及び第八十三条第二項において同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

（運営規程）

第九十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第九十四条第一項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十二略

（衛生管理等）

第九十二条 1 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する  
こと。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

（運営規程）

第九十一条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程（第九十四条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

一 十二略

（衛生管理等）

第九十二条 1 略

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(揭示)

第九十四条 1略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第九十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条及び第七十七条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十五条」と読み替えるものとする。

(揭示)

第九十四条 略

(準用)

第九十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条から第七十七条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第八十四条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十五条」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十一条及び前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第一百十条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十三条まで、第六十二条、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十六条、第八十九条及び第九十二条から第九十四条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第八十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第一百五條第二項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第一百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前節(第九十九条及び第一百十条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

(準用)

第九十五条の五 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条及び前節(第九十五条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第一百十条 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十三条まで、第六十二条、第六十八条、第七十条、第七十二条、第七十五条、第七十六条、第八十九条及び第九十二条から第九十四条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第八十条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百五十五条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第一百五條第二項」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第一百十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十条の四 第十条、第十二条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十条、第三十七条から第四十三条まで、第五十二条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十九条、第九十二条から第九十四条まで、第九十九条及び前節(第九十九条及び第一百十条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第二百二十三條 第十條から第二十二條まで、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十四條（第一項及び第二項を除く。）から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第二百二十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百二十三條」において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百二十三條」において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第四百四十九條 第十條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十四條の二、第三十六條の二から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十六條、第七十七條及び第八十七條の二から第九十四條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第四百四十九條」において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第四百四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第四百四十九條」において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第四百四十九條」において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第四百四十九條」において準用する第二十二條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは

第二百二十三條 第十條から第二十二條まで、第二十四條、第二十九條、第三十條、第三十五條から第四十三條まで及び第六十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第二百二十二條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第二百二十三條」において準用する次條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百二十三條」において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

（準用）

第四百四十九條 第十條から第二十一條まで、第二十三條、第二十四條、第二十九條、第三十七條から第四十二條まで、第五十九條から第六十二條まで、第六十八條、第七十條から第七十二條まで、第七十五條から第七十七條まで及び第八十七條の二から第九十四條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十條第一項中「第三十二條」とあるのは「第四百四十九條」において準用する第九十一條」と、第二十一條第二項中「次條第一項」とあるのは「第四百四十六條第一項」と、第二十四條第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第四百四十六條第二項」と、第五十九條第一項中「次條第一項」とあるのは「第四百四十九條」において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一條中「前條」とあるのは「第四百四十九條」において準用する前條」と、第七十七條第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十五條第一項」とあるのは「第四百四十九條」において準用する第二十二條第一項」と、同項第三号中「第六十七條」とあるのは「第四百四十九

は「第四百四十九条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十二条及び前節(第四百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。  
(記録の整備等)

第五百五十八条 1略

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 四略

五 次条において準用する第三十六条の二第二項の規定による身体拘束等の記録

六 略

3 略

(準用)

第五百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十

条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十九条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第四百四十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第四百四十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百四十九条の四 第十条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十二条及び前節(第四百四十九条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。  
(記録の整備等)

第五百五十八条 1略

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に關する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 四略

五 次条において準用する第七十五条第二項の規定による身体拘束等の記録

六 略

3 略

(準用)

第五百五十九条 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条ま

九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条及び第四百四十八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第五百五十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五百五十七条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第五百五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第五百五十九条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第五百五十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第五百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百五十二条及び前節（第五百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第六百六十三条 1～4略

で、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条及び第四百四十八条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第五百五十九条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第五百五十七条第一項から第四項まで」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第五百五十七条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五百五十九条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第五百五十九条において準用する前条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第五百五十九条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第五百五十九条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第五百五十九条の四 第十条から第十九条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条、第七十六条、第八十一条、第八十七条の二から第九十四条まで、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百五十二条及び前節（第五百五十九条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

（従業者の員数）

第六百六十三条 1～4略

5| 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第百六十四条 1略

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項に規定する従業者及びその員数について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百七十条 1略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第百七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する次条第一項」と、「療

5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6| 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第百六十四条 1略

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項に規定する従業者及びその員数について準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第百七十条 略

(準用)

第百七十二条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百五十七条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百七十二条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六條第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する第百四十六條第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」と

「養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第九十五条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第百八十三条 1略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けることができるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第百八十四条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A

あるのは「就労移行支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第七十二条において準用する前条」と、第九十五条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第百八十三条 略



型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に關し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第百八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条及び第百四十七条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、第九十四条第一項中「前条」と

(準用)

第百八十五条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十八条から第九十条まで、第九十二条から第九十四条まで、第百四十六条及び第百四十七条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百八十四条の二」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六

あるのは「第百八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百八十一条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百九十条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百

号中「次条」とあるのは「第百八十五条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第百八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第百九十条 第十条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十八条から第九十四条まで、第百四十六条、第百四十七条及び第百八十一条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、第九十一条中「第九十四条」とあるのは「第百九十条において準用する第

九十条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第四百四十六条(第一項を除く。)、第四百四十七条、第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百四十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」

第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第九十条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九十四条 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条(第一項を除く。)、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十二条、第五十九条から第六十二条まで、第七十条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第八十六条、第八十九条、第九十条、第九十二条から第九十四条まで、第四百四十六条(第一項を除く。)、第四百四十七条、第八十一条から第八十三条まで及び第八十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百四十六条第二項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する第四百四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十四

とあるのは「第九十四条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第九十四条の八 1略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十四条」と、第九十四条中「前条」とあるのは「第九十四条において準用する前条」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第九十四条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四条の八 1略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第九十四条の十二 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条及び第六十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する第二十二条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十四条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第九百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九百九十四条の六、第九百九十四条の十及び第九百九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する第九百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九百九十六条 1・2略

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百条 1～5略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の

(準用)

第九百九十四条の二十 第十条から第二十四条まで、第三十条、第三十四条から第四十二条まで、第五十九条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第九百九十四条の六、第九百九十四条の十及び第九百九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する第九百九十四条の十」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九百九十四条の二十において準用する次条第一項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第九百九十六条 1・2略

3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百条 1～5略

(準用)

第二百一条 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで

二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十四条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、

、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条及び第五十七条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十九条の三」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十条第二項」とあるのは「第九十八条の四第二項」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百一条の二の十 第十条、第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二



3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 1～4略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十九条の二まで及び第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは

3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第二百一条の十一 1～4略

(準用)

第二百一条の十二 第十二条、第十三条、第十五条から第十八条まで、第二十一条、第二十四条、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十五条、第六十条、第六十二条、第六十八条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第九十条、第九十二条、第九十四条、第九十七条の二、第九十八条の二から第九十九条の二まで及び第二百条の二から第二百条の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二條第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第九十八条の四第二項」と、第六十条及び第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第五十五条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の



「第二百一条の十二において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用者指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条の指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百四十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項並びに第七百七十四条第四項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当

十二において準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第九十四条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第二百五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用者指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第九十条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用者指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等に関する特例）

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条の指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十条第六項、第四百四十三条第六項及び第七項、第五百五十三条第六項、第六百六十三条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかか

該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならぬものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十条第一項第三号及び第七項、第四百四十三条第一項第二号及び第八項、第五百五十三条第一項第三号及び第七項、第六百六十三条第一項第三号及び第五項並びに第七百七十四条第一項第二号（第八百八十七条において準用する場合を含む。）及び第五項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

一・二略

（準用）

第二百十條 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条から第六十二条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十三条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条（第十号を除く。）及び第九十二条から第九十四条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百十條第一項において準用する第九

わらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならぬものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十条第一項第三号及び第七項、第四百四十三条第一項第二号及び第八項、第五百五十三条第一項第三号及び第七項、第六百六十三条第一項第三号及び第六項並びに第七百七十四条第一項第二号（第八百八十七条において準用する場合を含む。）及び第五項（第八百八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとすることができる。

一・二略

（準用）

第二百十條 第十条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十条、第二十一条、第二十四条第二項、第二十九条、第三十七条から第四十二条まで、第五十九条から第六十一条まで、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十七条、第八十三条、第九十一条（第十号を除く。）及び第九十四条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは「第二百十條第一項において準用する第九十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給

十一条」と、第十六条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第四百五十七条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百五十七条第二項」と、第三十七条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第九十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とある

付費」と、第二十一条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項及び第三項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六条第二項及び第三項並びに第二百十条第四項において準用する第五百五十七条第二項及び第三項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する第八十四条第二項、第二百十条第三項及び第五項において準用する第四百四十六条第二項並びに第二百十条第四項において準用する第五百五十七条第二項」と、第三十七条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十二条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十一条中「前条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する前条」と、第七十七条第二項第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第二項から第五項までにおいて準用する第九十条」と、同項第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する第七十五条第二項」と、同項第五号及

のは「第二百十條第一項」と、第九十條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十四條第一項中「前条」とあるのは「第二百十條第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第七十九條、第八十四條（第一項を除く。）、第八十五條（第五項を除く。）、第八十六條及び第八十七條の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十九條中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十四條中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十五條第六項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第四百二十二條、第四百十六條（第一項を除く。）、第四百十七條（第三項を除く。）及び第四百十八條第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第四百十二條中「自立訓練（機能訓練）（規則第六條の六第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百十六條中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは

「第六号中「次条」とあるのは「第二百十條第一項」と、第九十四條中「前条」とあるのは「第二百十條第二項から第五項までにおいて準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十二條、第七十五條、第七十六條、第七十九條、第八十四條（第一項を除く。）、第八十五條（第五項を除く。）、第八十六條から第九十條まで、第九十二條及び第九十三條の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第七十九條中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十四條中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十五條第六項及び第八十八條第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十二條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十二條、第七十五條、第七十六條、第八十八條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第四百二十二條、第四百十六條（第一項を除く。）、第四百十七條（第三項を除く。）及び第四百十八條第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十八條第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十條第

「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百四十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第四百四十七條（第三項を除く。）、第四百四十八條第二項、第五百二十二條及び第五百二十七條（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第四百四十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五百二十二條中「自立訓練（生活訓練）（規則第六條の六第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第五百二十七條中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十二條中「自立訓練（機能訓練）（規則第六條の六第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百四十六條中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百四十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十二條、第七十五條、第七十六條、第八十八條から第九十條まで、第九十二條、第九十三條、第四百四十七條（第三項を除く。）、第四百四十八條第二項、第五百二十二條及び第五百二十七條（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十八條第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十七條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五百二十二條中「自立訓練（生活訓練）（規則第六條の六第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第五百十

5 第八十六条、第四百六十六条（第一項を除く。）、第四百四十七条（第三項を除く。）、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条及び第八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第四百六十六条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第四百四十七条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第二百十条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八十六条中「規則第六条の十第二号の就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第三条 第九十八条第一項（第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するものとして

七条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十二条、第七十五条、第七十六条、第八十六条、第八十八条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第四百六十六条（第一項を除く。）、第四百四十七条（第三項を除く。）、第八十一条から第八十三条まで、第八十六条及び第八十九条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十五条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十八条第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十二条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十六条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第四百四十七条第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十一条第一項中「第八十五条」とあるのは「第二百十条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八十六条中「規則第六条の十第二号の就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（地域移行支援型ホームの特例）

第三条 第九十八条第一項（第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するものとして

知事が認めた場合においては、令和七年三月三十一日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二略

## 2 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十四条 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二略

## 2 略

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十四条 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第九十九条第三項及び第二百一条の二の七第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号の区分四、同条第六号の区分五又は同条第七号の区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

3 一  
略 · 二  
略

3 一  
略 · 二  
略